

■群馬県甘楽町地域おこし協力隊募集要項

(地域おこし協力隊員を2名募集します)

<p>業務概要</p>	<p>甘楽ふるさと館への誘客を増加させることにより、甘楽町への来訪者を増やし地域活性化を図る。 甘楽ふるさと館の魅力を向上させるため体験や食事のメニューを、私たちと一緒に開発に取り組んでいただける方を募集します。</p> <p>(1)体験メニューの開発及び運営 新たに設置するピザ窯を活用した体験メニューを開発していただきます。</p> <p>(2)食事のメニュー開発及び提供 町のオーガニックビレッジ宣言を受けて、有機野菜を使用した「オーガニック御膳」などの新メニューを開発していただきます。</p> <p>(3)新規イベントの開催及び運営 甘楽ふるさと館主催のイベントを新規で開催し、誘客数の増加を図っていただきます。</p> <p>(4)地域の活性化に必要な活動 地域活動やイベント等へ参加し、SNSやYouTube等を通じて町及び甘楽ふるさと館の情報を発信していただきます。</p> <p>(5)起業に向けての準備業務 退任後の甘楽町内での自立に向け、生活基盤の確立に必要な準備を行います。</p>
<p>募集対象</p>	<p>下記(1)～(10)全ての要件を満たす方で、特にお客様と接するためのコミュニケーション能力や、人柄を重視します。</p> <p>(1)着任日現在で年齢20歳以上、65歳以下の方 (2)3大都市圏及び都市地域等から、甘楽町へ住民票を異動させて、甘楽町内に居住できる方 (3)料理に関する一般的な知識を持ち、調理の業務を行える方(調理師免許は不問) (4)お客様と積極的にコミュニケーションを図り、体験参加者へ親切に教えることができる方 (5)心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方 (6)活動期間終了後も甘楽町に定住し起業する意思のある方 (7)SNSでの情報発信が行える方 (8)普通自動車運転免許を取得し、日常的に利用されている方 (9)町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方 (10)地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方</p>
<p>募集人数</p>	<p>2名</p>
<p>勤務時間</p>	<p>勤務日数：原則月20日勤務※土・日・祝の勤務有 勤務時間：1日7時間45分を基本としますが、活動状況により変動します。</p>
<p>任用期間</p>	<p>(1)「甘楽町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき甘楽町地域おこし協力隊として甘楽町長が委属します。 (2)委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができるものとします。 (3)協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。</p>
<p>給与・賃金等</p>	<p>月額 200,000円(予定) ※その他、賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。</p>
<p>待遇</p>	<p>(1)雇用保険の加入はありません。各自のご負担で国民健康保険・国民年金に加入していただきます。 (2)活動期間中の住居は町が用意し、無償貸与します。ただし、引っ越し費用及び光熱水費等は自己負担になります。 (3)業務で使用する車両は、自家用車をご用意ください。借上げ料(燃料代含む)として月額30,000円を支給します。ただし、自家用車は、任意保険に加入(自己負担)し、対人補償は無制限、対物補償は一千万円以上とすることを要件とします。 (4)その他、業務に必要なものについては、予算の範囲内で町が用意します。 (5)起業支援補助金(100万円)あり。</p>
<p>応募手続</p>	<p>提出書類(提出された書類は返却しません) ・応募用紙(別紙様式【1】及び【2】) ※【2】については用紙サイズA4の任意様式で可。 ●地域おこし協力隊へ応募した動機 ●上記の業務概要を実践するために、あなたの経験や能力はどのように活かせるか ●その他、甘楽町で行いたい活動 ・住民票抄本(住所・氏名・生年月日・性別がわかるもの)※家族と移住する場合は謄本</p> <p>申込先・問合せ先 〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 甘楽町 産業課 甘楽ふるさと館担当 TEL:0274-74-3131(代) FAX:0274-74-5813 Eメール:sansin@town.kanra.lg.jp</p>
<p>選考</p>	<p>(1)第1次選考(書類選考) 書類選考の上、結果を文書で通知します。 (2)第2次選考(面接) 第1次選考の合格者を対象に甘楽町役場にて面接試験を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。 なお、第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。 (3)最終選考結果の報告 最終結果(内定)は第2次選考終了後に文書で通知します。 ※住民票の異動は必ず委属日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。 (4)着任日 別途協議</p>